

## 17日間のスピード決定で支給 兵庫●石綿新法による労災時効救済

Mさんは、1998年2月17日に悪性胸膜中皮腫で死亡した。享年59歳だった。1936年福岡県に生まれ、15歳から大工の見習いで親方に弟子入りし、21歳で神戸に移り住み、26歳で工務店に入り、延べ43年間家の建築作業に従事した。

Mさんが亡くなった後、奥さんは、「労災保険の適用になるのでは」と、神戸西労働基準監督署を尋ねたそうである。その時は、死亡後5年が経っているので、「申請の時効が成立している」と、門前払いされたと言う。2年前の石綿健康被害救済法が施行されても、自分のことが該当するかもわからないまま、今日に至り、このたびの「震災アスベスト被害ホットライン」に電話相談をしてこられた。

相談を受けさっそく調査に入ったが、厚生年金の加入歴がなく、1960年から1998年までの全期間、国民年金のみの加入となっていた。奥さんとの面談の日に、日頃からいろいろ相談にのっていただいているという工務店の奥さんが一緒に見えられ、「兵庫土建労働組合」を通して労災保険に加入していることが分かった。さっそく書類を取り寄せることを確認し、その日に神戸中

央市民病院に行き、カルテの開示請求をした。

4月21日に神戸西労基署に、「特別遺族年金」の請求書を提出。カルテが保存されていることが判明し、5月9日の朝、奥さんとの待ち合わせ場所に行くと、「こんなのが昨日届きました」と年金支給決定通知書と年金証書を見せられた。「えっ！もう来ましたかっ！」。なんと、支給決定日「5月7日」となっている。それにしても、わずか17日間の審査・支給決定だった。

労基署に認定の経緯を尋ねると、「救済法に限っては、法務局の死亡診断書で悪性胸膜中皮腫が確認されれば、医学的所見等の証明の提出を求めない。職歴、労災保険加入の確認もでき、

それなりの背景が見えていた。裏付けがとれれば決定できる」とのことであった。

アスベストが原因での死亡が確認され、早期認定がされたことはうなずけるが、10年分の補償はない。また、労基署が最初の申請時に記録でもしていて、新法施行時に連絡を取っていれば、2年分の補償は受けることができていた。

入手したカルテを見ると、看護師は、「この病気で治って帰った人は一人もいない。Mさんより後に入院した人が先に亡くなられた」と記録している。悪性胸膜中皮腫に対するもどかしさが感じられる。もっと早く対策が講じられなければならないものであったはずである。

奥さんは、「認定されたことは嬉しいが、監督署や病院の対応に不信を持つ」「やっぱり男の人が行かなければだめなのでしょうか」と、冷たくあしらわれたことに憤慨されている姿が印象的



であった。  
(ひょうご労働安全衛生センター)

## 体験手記「うつ病と闘争」

東京●職場いじめ原因の「適応障害」から

※会社でひどいじめを受け、うつ病を発症してしまった相談者Oさんに、苦しかった経験を文章に綴り、本誌に近況を寄稿していただきました。

「うつ病」と一言に言ってもその症状は様々で、分類も様々あります。私の「うつ病」は、「適応障害」からの二次症状です。

私の「適応障害」の発症は、会